

発注者支援業務（工事監督支援業務）
入札実施要項

令和 6 年 11 月

国土交通省、内閣府

目 次

1. 対象の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象業務の質に関する事項	2
1.1 対象業務の詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象業務の質	
2. 実施期間に関する事項	6
3. 入札参加資格に関する事項	6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	15
5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項	17
6. 対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	24
7. 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	24
8. 民間事業者が、対象業務を実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	25
9. 民間事業者が対象業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	29
10. その他対象業務の実施に関し必要な事項	29

1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき品質に関する事項

1.1 対象業務の詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、業務発注担当部署（地方整備局等又は事務所等。別紙－１の「業務ボリュームの参考指標」参照）毎に発注される道路、河川、ダム及び都市公園等に関する工事实施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(2) 業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という。）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という。）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

また、「4.（１）入札の単位」毎の業務量については、入札公告等において示すものとする。

1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

①設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成

民間事業者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、提出するものとする。

②工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

民間事業者は、工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。

③現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

民間事業者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

- a) 設計図書、現場説明事項書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合。
- b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- c) 設計図書の表示が明確でない場合。
- d) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- e) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- f) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

④その他工事変更等に必要な資料作成など

民間事業者は、工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）作成を行い、提出するものとする。

2) 請負工事の施工状況の照合等

①使用材料について設計図書と照合

民間事業者は、使用材料（支給材料等を含む。）についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

②施工状況について設計図書と照合

民間事業者は、施工状況（段階確認）についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

③施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認

民間事業者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。

不可視部分や重要構造物の確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

民間事業者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

4) 工事検査等への臨場

民間事業者は、調査職員の指示に従い、調査職員のもと、中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（完済部分検査を含む。）、完成検査等に臨場するものとする。

5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

1.2 確保されるべき対象業務の質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1.2.1 達成目標

(1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

(2) 請負工事の施工状況の照合等

1) 業務の実施にあたっては、「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理

解し、適正に実施すること。

2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。

3) 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。

4) 担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。

(4) 工事検査等への臨場

中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（完済部分検査を含む。）、完成検査等に臨場すること。

(5) その他

業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

①目的と内容の理解 ～業務主旨の理解

②的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーション

③業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

①業務実施体制の的確性

②打ち合わせの理解度

③指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 …責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

1) 業務執行上の過失

2) 中立性、公平性に係る過失

3) 守秘性に係る過失

4) 事故等

5) 損害賠償

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するにあたっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、業務の質の向上に努めるものとする。

(1) 業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 業務に対する技術提案

民間事業者は、業務の特性に応じて、業務毎に設定する留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

1.2.4 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務計画書に基づいて、業務を実施することにより、達成目標（本実施要項 1.2.1 参照）の水準を確保しなければならない。

業務発注担当部署は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して、業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、達成目標の水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

本業務を行ううえで民間事業者が使用する消耗品や付属品については、全額を民間事業者の負担とする。また、提供施設・貸付物品（本実施要項 7. を参照のこと）を損傷した場合は民間事業者が負担し、業務発注担当部署へ返却するものとする。

(2) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1) から3) のいずれかに該当する場合には業務発注担当部署が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設

2) 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月1日～令和8年3月31日【単年度契約を想定】

令和7年4月1日～令和9年3月31日【2ヶ年の複数年度契約を想定】

令和7年4月1日～令和10年3月31日【3ヶ年の複数年度契約を想定】

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

ただし、業務の実施上における新規業務の発生や実施状況に応じて、年度途中で業務発注を行うことがある。

なお、「4.（1）入札の単位」毎の業務の実施期間については、入札公告において示すものとする。

3. 入札参加資格に関する事項

3-1. 単体企業

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）地方整備局等（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

（3）競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、地方整備局等の長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（5）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（6）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

3-2. 設計共同体

3-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年度以降の契約業務を対象）に示すところにより、地方整備局等の長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

3-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金

額を含む。)又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない)に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7号に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であつて、イからニまでに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認め

られる場合。

3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

- 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)及び8.(4)における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、地方整備局等管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。)を有するものであること。

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務(令和6年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務(注6)、公物管理補助業務(注7)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理

施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注 1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条及び第 3 条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注 2) 地方公共団体とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注 3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注 4) 公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 21 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。

注7) 公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務をいう。

3-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

1) 以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る。）

2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・一級造園施工管理技士

3) 業務内容が、電気通信設備工事のみのものについては、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門一電気電子又は電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士
- ・一級電気通信工事施工管理技士
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る。）

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通

知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

予定管理技術者は、平成 22 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和 6 年度完了予定も対象に含む。）において、1 件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成 22 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）

2) 類似業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した CM 業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

業務内容が電気通信設備工事のみのものについては、平成 22 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和 6 年度完了予定も対象に含む。）において、1 件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成 22 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した電気通信設備工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）

2) 類似業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業（注 8）が発注した CM 業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者の業務

注 8）大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業とは、電力会社、電気通信会社等をいう。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

（３）直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の民間事業者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料を様式— 1 2 に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（４）手持ち業務量

予定管理技術者は、令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年 4 月 2 日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和 7 年 3 月 31 日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。）

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年 4 月 2 日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から 2. 5 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額 5 億円、件数で 10 件（令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年 4 月 2 日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあ

著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定担当技術者の資格

1) 以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※）を5年以上有する者

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等（注1）で職員として従事したことを言う。

2) 業務発注担当部署が、業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士
- ・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士
- ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）

- ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
 - 3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
 - ・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門）
 - ・一級建設機械施工管理技士
 - ・一級建設機械施工管理技士補
 - ・二級建設機械施工管理技士
 - 4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
 - ・一級建築士または二級建築士
 - ・一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補または二級建築施工管理技士
 - 5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
 - ・一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補または二級造園施工管理技士
 - ・都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者
 - 6) 業務発注担当部署が業務内容のうち、管工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
 - ・一級管工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士補または二級管工事施工管理技士
 - 7) 業務内容が、電気通信設備工事のみのものについては、以下のいずれかの資格を有するものとする。
 - ・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
 - ・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士
 - ・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士
 - ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
 - ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
 - ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)
 - ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事

していれば、実務経験を有するものとして判断する。

・河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験（※）を5年以上有する者

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等（注1）

で職員として従事したことを言う。

3-7. 競争参加資格確認申請書等に関する事項

「4.（3）申請書類の内容」に示す競争参加資格確認申請書等（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）入札の単位

入札の単位は、別紙-1に示す業務発注担当部署を基本とするが、具体的入札の単位については、入札公告において示すものとする。

（2）基本事項

1）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

2）本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

・電子入札システムによる手続きは、同じICカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のICカードに変更することができる。

・当初より、電子入札システムによりがたいものは、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと業務発注担当部署が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

・なお、入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の業務発注担当部署の承諾を前提として行われるものである。

3）入札金額は本業務に要する一切の経費の110分の100に相当する金額とすること。

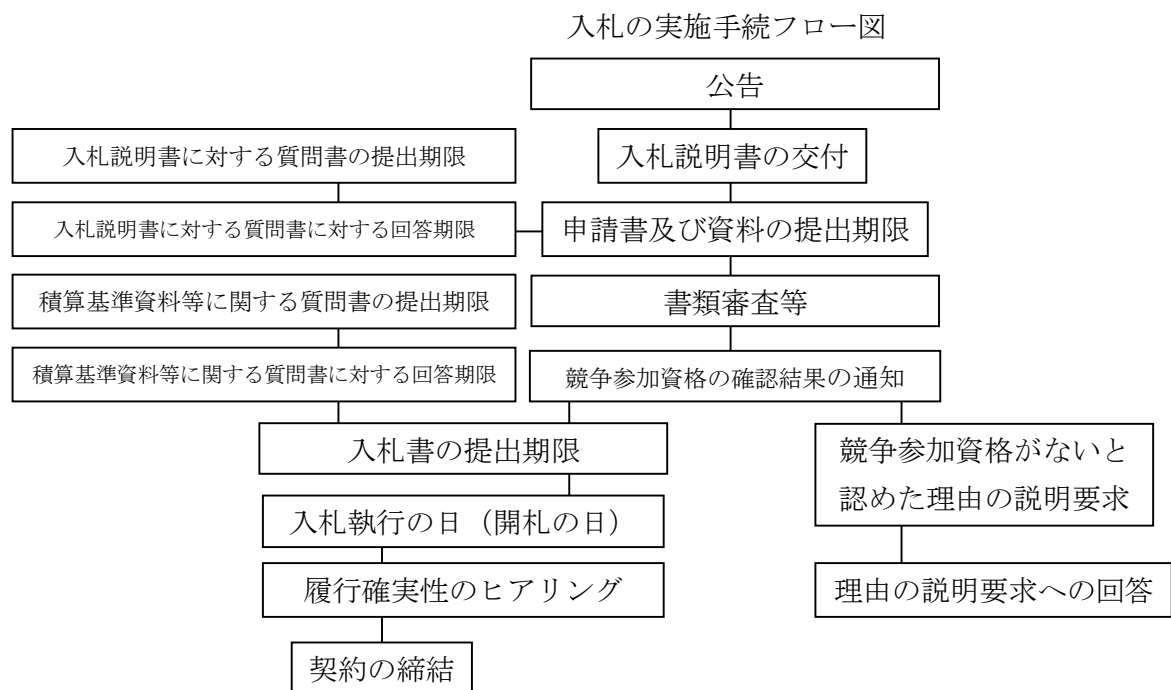
（3）申請書類の内容（各個別様式は別紙-2参照）

・競争参加資格確認申請書（様式-1）

- ・企業の平成 22 年度以降に完了した業務実績（様式－2）
- ・予定管理技術者の経歴等（様式－3）
- ・予定管理技術者の平成 22 年度以降に完了（令和 6 年度完了予定含む。）
の同種又は類似業務実績（様式－4）
- ・地方整備局等管内に所在している業務拠点（様式－5）
- ・業務実施体制（様式－6）
- ・予定担当技術者の平成 22 年度以降に完了（令和 6 年度完了予定含む。）
の同種又は類似業務実績（様式－10）
- ・業務の実施方針（様式－7） ※業務の実施体制図は別途添付
- ・技術提案（様式－8）
- ・申請書（様式－9） ※代表者名にて業務発注担当部署長あて
- ・中立公平性を確保していることを示す誓約書（様式－11 又は任意様式）
- ・設計共同体で参加する場合の協定書の写し
- ・直接的雇用関係に関する要件の確認（様式－12）

（4）入札の実施手続及びスケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 1）公告 | ： 令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月中旬 |
| 2）入札説明書の交付 | ： 令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月中旬 |
| 3）申請書及び資料の受付期限 | ： 令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月下旬 |
| 4）書類審査等 | ： 令和 6 年 1 月上旬～令和 7 年 1 月下旬 |
| 5）競争参加資格の確認結果の通知 | ： 令和 7 年 1 月下旬～令和 7 年 2 月上旬 |
| 6）入札書の受付期限 | ： 令和 7 年 2 月上旬～令和 7 年 2 月中旬 |
| 7）入札 | ： 令和 7 年 2 月中旬～令和 7 年 2 月下旬 |
| 8）開札 | ： 令和 7 年 2 月中旬～令和 7 年 2 月下旬 |
| 9）履行確実性のヒアリング | ： 令和 7 年 2 月下旬～令和 7 年 3 月上旬 |
| 10）落札者の決定 | ： 令和 7 年 2 月下旬～令和 7 年 3 月中旬 |
| 11）契約締結 | ： 令和 7 年 4 月 1 日以降 |



5. 業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の業務を実施する者の決定に関する事項

5－1. 民間事業者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

（1）落札者決定するための基準

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2）落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3）上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト	
	判断基準					
予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力	平成22年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 左記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。（休業を取得したことを証明できる書面を添付すること。）	① 5 ② 3
		情報収集力	地域精進度	平成22年度以降の同種又は類似業務の当該事務所等・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所等管内における同種又は類似業務実績がある。 ②当該事務所等が所在する都道府県に隣接する都道府県（当該都道府県を含む整備局等管内）における同種又は類似業務実績がある。 ③当該整備局等管内における同種又は類似業務実績がある。 ④当該事務所等が所在する都道府県に隣接する都道府県（整備局等管外）における同種又は類似業務実績がある。 ⑤①、②、③、④以外 左記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 0

					間を延長することができるものとする。（休業を取得したことを証明できる書面を添付すること。）	
予定担当技術者の経験	予定担当技術者の専門技術力	業務執行技術力	平成22年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①、②以外 同種・類似実績は、3－5(2)の同種又は類似業務の条件とする。 左記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。（休業を取得したことを証明できる書面を添付すること。）	①5 ②3 ③0	
実施方針	業務理解度			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施体制			下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者（管理技術者は、対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10	
合計（技術評価の配点合計）					80	

賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
	令和○ ^(※) 年4月以降に開始する最初の事業	

賃上げの実施を表明した企業等	年度または令和○ ^(※) 年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ^{※1}	5点
	令和○ ^(※) 年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○ ^(※) 年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ^{※1}	

(※) ○年：契約を行う予定の国の会計年度または暦年を記載すること。

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式19の1又は様式19の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（様式20）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（様式21）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（様式22）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㊤ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※2及び3）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。

※2 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は様式21の「合計額」と、暦年単位の場合は様式22の「支払金額」とする。

※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という。）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(6)3)3-2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする

2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(6)3)3-2)①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点) × (1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

⑤賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点) ＋ (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度) ＋ (⑤に係る評価点)

技術提案評価点＝(②に係る評価点) ＋ (③に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

(5) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

①実施場所：業務発注担当部署

②実施期間：別途通知

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

(6) 履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

①どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所：業務発注担当部署

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者

②ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

③入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、競争参加資格確認申請書等のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・当該価格により入札した理由（様式13）
- ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（様式14）
- ・一般管理費等内訳書（様式14－1）
- ・当該契約の履行体制（様式15）
- ・手持ちの建設コンサルタント業務等の状況（様式16）
- ・手持ち業務の人工（様式16－1）
- ・配置予定技術者名簿（様式17）
- ・直接人件費内訳書（様式17－1）
- ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部（様式18）
- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの。）

・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1) 技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(7) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

(8) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとする。

6. 業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙-1「業務ボリュームの参考指標」、別紙-3「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

業務の実施場所は各業務発注担当部署における庁舎等の状況により、個別に発注単位毎に設定する。業務発注担当部署は業務委託契約書に準じて契約を行うこととし、庁舎内で業務を実施する際には下記条項を適用する。

(1) 民間事業者は、業務発注担当部署との貸借契約に基づき、庁舎等は無償で使用する事ができる。

(2) 上記(1)の使用に際し、民間事業者が負担する光熱費等については、業

務発注担当部署と民間事業者とが協議して定めるものとする。

(3) 民間事業者は、業務発注担当部署から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(4) 民間事業者は、故意又は過失により庁舎等が滅失又はき損したときは、業務発注担当部署の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は業務発注担当部署と民間事業者とが協議して定めるものとする。

8. 民間事業者が、業務を実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- ・実施した業務の内容
- ・その他必要事項

2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。

- ・業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
- ・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

(2) 中立公平性に関する要件

当該業務を受注した者は、当該業務発注担当部署の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注担当部署の発注する工事の入札に参加することができない。

- ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(3) 検査・監督体制

検査・監督については、業務発注担当部署毎の業務別に取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次の通り行うものとする。

1) 総括調査員 : 事務所長等

①契約変更に係る指示、承諾等【契約数量の変更、工期変更 等】

②業務の総括的な指揮【対主任調査員及び調査員】

2) 主任調査員 : 担当課長、監督官、出張所長等

①契約変更に係らない指示、承諾等【段階確認、材料確認の実施】

②総括調査員への報告、調査員への指示

3) 調査員 : 担当課係長、出張所係長等

①総括調査員及び主任調査員が指示、承諾等を行うための内容確認【段階確認、材料確認内容の確認】

②総括調査員及び主任調査員への報告

(4) 秘密の保持等について

1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2) 民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ業務発注担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

3) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書（業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。）の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、業務発注担当部署の許可なく複製しないこと。

6) 民間事業者は、本業務終了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、業務発注担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実にを行うこと。

7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

(5) 再委託の取扱い

1) 民間事業者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、民間事業者は、これを再委託することはできない。

① 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

3) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る。）、などの簡易な業務の再委託に当たっては、業務発注担当部署の承諾を必要としない。

4) 民間事業者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、業務発注担当部署の承諾を得なければならない。

5) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、国土交通省各地方整備局等の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、国土交通省各地方整備局等の長の指名停止を受けている期間中であってはならない。また、暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者）を再委託先としてはならない。

(6) 契約の変更及び解除

1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職、出産、育児等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの業務発注担当部署の了解を得なければならない。

2) 契約内容の変更

本契約における数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等において、業務の実施体制を変更する必要がある場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。

① 「災害時における業務」を当初契約から見込んでいるが、通常の作業時間外等、想定以上の災害対応の必要が生じた場合。

② 補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。

3) 契約の解除

3-1) 業務発注担当部署による契約の解除

① 業務発注担当部署は、民間事業者が次の各号の1つに該当するとき

は、契約を解除することができる。

- a) 民間事業者の責に帰すべき理由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- b) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき
- c) 一括再委託又は主たる部分を再委託したとき
- d) 契約図書に規定する資格を有する担当技術者を配置できないとき、業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して民間事業者側が当該措置を講じないとき
- e) a) ～ d) に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

②業務発注担当部署は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者に支払わなければならない。

③①の規定により契約を解除された場合においては、民間事業者は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として業務発注担当部署の指定する期間内に業務発注担当部署に支払わなければならない。

④業務発注担当部署は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥業務発注担当部署は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、業務発注担当部署と民間事業者の協議により定めるものとする。

3－2) 民間事業者による契約の解除

①民間事業者は次の各号の 1 つに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 業務発注担当部署からの書面による通知により業務内容を変更したため委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき
- b) 業務発注担当部署からの通知により業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1（委託期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき
ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- c) 業務発注担当部署が契約に違反し、その違反によって業務を完

了することが不可能となったとき

② 3－1) ②及び3－1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

9. 民間事業者が対象業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

（１）業務発注担当部署が国家賠償法（昭和 22 年法律 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、業務発注担当部署は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存する場合は、業務発注担当部署が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（２）民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は業務発注担当部署に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. その他対象業務の実施に関し必要な事項

（１）業務発注担当部署の監督体制

1）本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2）本業務の実施状況に係る監督は、「本実施要項 8.」により行う。

発注者支援業務（工事監督支援業務）
民間競争入札実施要項

別紙 資料

令和 6 年 11 月

国土交通省、内閣府

別紙－１．業務ボリュームの参考指標 ～業務発注担当部署～

「令和3年度～令和5年度の工事発注件数」（港湾空港、営繕関係を除く）

業務発注担当部署別の一覧表

地方整備局等	業務発注担当部署	R3 工事発注 件数	R4 工事発注 件数	R5 工事発注 件数
北海道開発局	札幌開発建設部	269	250	245
	函館開発建設部	100	108	104
	小樽開発建設部	83	78	82
	旭川開発建設部	132	131	142
	室蘭開発建設部	111	110	104
	釧路開発建設部	97	108	131
	帯広開発建設部	103	107	111
	網走開発建設部	103	110	115
	留萌開発建設部	51	48	49
	稚内開発建設部	32	35	32
東北地方整備局	本局	0	0	0
	青森河川国道事務所	81	69	75
	高瀬川河川事務所	3	1	4
	岩手河川国道事務所	62	60	62
	三陸国道事務所	29	26	19
	南三陸沿岸国道事務所	16	29	32
	仙台河川国道事務所	79	68	81
	北上川下流河川事務所	55	51	41
	宮城南部復興事務所	18	32	32
	秋田河川国道事務所	51	45	63
	湯沢河川国道事務所	49	42	58
	能代河川国道事務所	41	58	42
	山形河川国道事務所	135	126	119
	酒田河川国道事務所	66	78	61
	新庄河川事務所	44	30	35
	月山ダム管理所	2	7	3
	福島河川国道事務所	46	60	57
	郡山国道事務所	33	32	29
	磐城国道事務所	17	22	18
	摺上川ダム管理所	2	3	2
	北上川ダム統合管理事務所	21	15	20
	鳴子ダム管理所	4	2	5
	釜房ダム管理所	3	4	5
	岩木川ダム統合管理事務所※1	4	8	7
	玉川ダム管理所	4	5	4
	七ヶ宿ダム管理所	1	1	3
	最上川ダム統合管理事務所	10	18	17
	三春ダム管理所	6	8	1
	鳴瀬川総合開発工事事務所	5	3	6
	成瀬ダム工事事務所	9	5	14
	鳥海ダム工事事務所	8	12	16
関東地方整備局	本局	0	1	1
	常陸河川国道事務所	68	68	59
	下館河川事務所	39	19	9
	霞ヶ浦河川事務所	25	27	17
	霞ヶ浦導水工事事務所	8	7	7
	常総国道事務所	66	59	58
	宇都宮国道事務所	35	34	23
	日光砂防事務所	15	18	14
	渡良瀬川河川事務所	29	21	16
	高崎河川国道事務所	52	43	46
	利根川水系砂防事務所	14	22	23
	ハツ場ダム工事事務所	0	0	0
	利根川上流河川事務所	56	29	34
	荒川上流河川事務所	42	36	23
	大宮国道事務所	108	66	76
	北首都国道事務所	61	37	24
	利根川下流河川事務所	42	24	31
	江戸川河川事務所	44	32	37
	首都国道事務所	16	13	8
	千葉国道事務所	78	48	62
	荒川下流河川事務所	32	22	13
	東京国道事務所	26	31	25
	相武国道事務所	34	32	41
	相模川水系広域ダム管理事務所	6	3	6
	京浜河川事務所	44	27	20
	川崎国道事務所	16	10	15
	横浜国道事務所	52	40	63
	東京外かく環状国道事務所	2	4	2
	甲府河川国道事務所	59	37	41
	富士川砂防事務所	17	24	13
	長野国道事務所	48	49	34
	利根川ダム統合管理事務所	16	11	14
	鬼怒川ダム統合管理事務所	14	13	12
	品木ダム水質管理所	6	4	2
	二瀬ダム管理所	6	6	3
	荒川調節池工事事務所※1	12	9	10
	久慈川緊急治水対策河川事務所※1	23	21	28
※1：R2より新設				
北陸地方整備局	本局	5	1	6
	信濃川下流河川事務所	29	15	16
	阿賀野川河川事務所	18	9	17
	新潟国道事務所	76	57	61
	長岡国道事務所	65	54	65
	湯沢砂防事務所	27	27	24
	羽越河川国道事務所	34	33	34
	高田河川国道事務所	44	41	48
	富山河川国道事務所	120	85	86
	黒部河川事務所	21	21	19
	立山砂防事務所	26	20	19
	金沢河川国道事務所	99	115	84
	能登復興事務所	0	0	9
	飯豊山系砂防事務所	12	6	12
	阿賀川河川事務所	16	7	11
	千曲川河川事務所	34	35	44
	松本砂防事務所	39	25	20
	神通川水系砂防事務所	10	12	11
	大町ダム事務所	5	4	4
	三国川ダム管理所	4	5	5
	信濃川河川事務所	35	29	30
	利賀ダム工事事務所	12	10	10

中部地方 整備局	本局	R3	R4	R5
	多治見砂防国道事務所	2	0	0
	木曽川上流河川事務所	41	41	30
	岐阜国道事務所	64	51	51
	高山国道事務所	55	87	57
	静岡河川事務所	36	38	23
	静岡河川事務所	51	40	23
	静岡河川事務所	52	51	52
	沼津河川国道事務所	64	41	41
	浜松河川国道事務所	54	41	52
	庄内河川事務所	22	14	9
	愛知国道事務所	22	25	22
	名古屋国道事務所	32	39	25
	三重河川国道事務所	63	63	53
	木曽川下流河川事務所	30	29	25
	紀勢国道事務所	25	26	23
	飯田国道事務所	33	33	22
	越美山系砂防事務所	10	13	12
	新丸山ダム工事事務所	10	10	10
	富士砂防事務所	25	18	25
	豊橋河川事務所	17	15	15
	名古屋国道事務所	41	48	42
	設楽ダム工事事務所	14	23	15
	北勢国道事務所	40	37	36
	天竜川上流河川事務所	40	37	52
	丸山ダム管理所	0	0	0
	矢作ダム管理所	5	4	5
	蓮ダム管理所	3	3	3
	長島ダム管理所	6	5	7
	三峰川総合開発工事事務所	2	1	1
	天竜川ダム統合管理事務所	16	12	11
	木曽川水系ダム統合管理事務所	10	10	6
近畿地方 整備局	本局	0	4	0
	大和河川事務所	29	28	15
	琵琶湖河川事務所	11	17	13
	大戸川ダム工事事務所	6	2	1
	滋賀国道事務所	56	48	89
	京都国道事務所	32	41	31
	淀川河川事務所	45	37	37
	大阪国道事務所	42	39	39
	浪速国道事務所	14	5	6
	猪名川河川事務所	6	8	2
	豊岡河川国道事務所	51	49	49
	姫路河川国道事務所	55	52	56
	六甲砂防事務所	17	15	20
	兵庫国道事務所	52	53	50
	奈良国道事務所	41	38	35
	和歌山河川国道事務所	43	59	65
	紀南河川国道事務所	74	76	94
	福井河川国道事務所	119	79	91
	木津川上流河川事務所	16	15	14
	淀川ダム統合管理事務所	7	6	5
	九頭竜川ダム統合管理事務所	10	6	6
	紀の川ダム統合管理事務所	4	5	8
	福知山河川国道事務所	43	42	39
	足羽川ダム工事事務所	23	15	13
	紀伊山系砂防事務所	23	20	13
中国地方 整備局	本局	1	0	0
	出雲河川事務所	62	39	40
	浜田河川国道事務所	65	53	58
	鳥取河川国道事務所	45	33	57
	倉吉河川国道事務所	34	40	45
	日野川河川事務所	13	14	13
	松江国道事務所	96	70	65
	岡山河川事務所	16	18	20
	高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所	12	17	15
	岡山国道事務所	77	66	92
	福山河川国道事務所	34	22	38
	三次河川国道事務所	48	27	32
	太田川河川事務所	37	22	24
	広島国道事務所	79	67	56
	広島西部山系砂防事務所	31	18	17
	山口河川国道事務所	43	42	56
	山陰西部国道事務所	18	14	20
	土師ダム管理所	7	2	3
	弥栄ダム管理所	2	4	2
	八田原ダム管理所	1	2	0
	温井ダム管理所	3	4	1
	苫田ダム管理所	3	2	3
	中国技術事務所	1	2	0
四国地方 整備局	本局	0	0	0
	徳島河川国道事務所	99	77	92
	那賀川河川事務所	21	10	15
	四国山地砂防事務所	19	14	16
	香川河川国道事務所	42	42	39
	松山河川国道事務所	73	75	59
	大洲河川国道事務所	36	30	41
	肱川緊急治水対策河川事務所※2	16	11	2
	山島坂ダム工事事務所	9	8	20
	高知河川国道事務所	22	19	11
	中村河川国道事務所	38	43	41
	土佐国道事務所	61	64	60
	渡川ダム統合管理事務所	2	2	1
	吉野川ダム統合管理事務所	1	1	1
	肱川ダム統合管理事務所	9	7	7
	大渡ダム管理所	4	7	6
※2：R2より新設				
九州地方 整備局	本局	1	1	1
	筑後川河川事務所	92	59	69
	遠賀川河川事務所	78	68	87
	福岡国道事務所	74	84	63
	北九州国道事務所	46	44	46
	武雄河川事務所	51	45	32
	佐賀国道事務所	36	40	34
	長崎河川国道事務所	72	61	65
	雲仙復興事務所	0	0	0
	熊本河川国道事務所	102	93	92
	熊本復興事務所	0	0	0
	八代河川国道事務所	56	45	80
	川辺川ダム砂防事務所	4	7	3
	菊池川河川事務所	26	23	24
	大分河川国道事務所	74	69	61
	佐伯河川国道事務所	21	24	29
	大分川ダム工事事務所	0	0	0
	宮崎河川国道事務所	116	119	105
	延岡河川国道事務所	31	40	39
	川内川河川事務所	51	35	34
	大隅河川国道事務所	66	70	71
	鹿児島国道事務所	52	51	54
	緑川ダム管理所	8	4	5
	筑後川ダム統合管理事務所	5	3	4
	鶴田ダム管理所	8	6	5
	山国川河川事務所	13	11	8
	佐賀河川事務所	4	7	11
	有明海沿岸国道事務所	34	24	25
	立野ダム工事事務所	10	7	0
	阿蘇砂防事務所	9	10	8
	八代復興事務所	24	56	39
	本明川ダム工事事務所	0	0	4
沖縄総合 事務局	本局	12	13	24
	北部ダム統合管理事務所	16	13	9
	北部国道事務所	34	29	43
	南部国道事務所	62	34	42
各地方整備局等 合計		8,099	7,360	7,414

【都市公園工事】

地方整備局等	業務発注担当部署	R3 工事発注 件数	R4 工事発注 件数	R5 工事発注 件数
北海道開発局	札幌開発建設部	8	6	4
東北地方整備局	本局	0	0	0
	東北国営公園事務所	1	4	4
関東地方整備局	本局	0	0	0
	国営常陸海浜公園事務所	7	7	5
	国営昭和記念公園事務所	13	14	11
	国営アルプスあづみの公園事務所	0	0	0
北陸地方整備局	本局	0	0	0
	国営越後丘陵公園事務所	13	2	3
中部地方整備局	本局	0	0	0
	木曽川上流河川事務所	7	7	7
	木曽川下流河川事務所	4	4	9

地方整備局等	業務発注担当部署	R3 工事発注 件数	R4 工事発注 件数	R5 工事発注 件数
近畿地方整備局	本局	0	0	0
	淀川河川事務所	8	7	8
	国営飛鳥・平城歴史公園事務所	7	5	8
	国営明石海峡公園事務所	7	7	5
中国地方整備局	本局	0	0	0
	三次河川国道事務所	4	4	3
四国地方整備局	本局	0	0	0
	香川河川国道事務所	9	5	6
九州地方整備局	本局	0	0	0
	国営海の中道海浜公園事務所	14	11	13
沖縄総合事務局	本局	1	0	0
	国営沖縄記念公園事務所	12	10	9
各地方整備局等 合計		115	93	95

別紙－２．各申請書類の様式例

(様式－１)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇地方整備局〇〇〇〇事務所長
〇〇 〇〇 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E－M A I L

【設計共同体の場合は、以下のように記入すること】

共同体事務所の所在地
〇〇業務△△・〇〇設計共同体
△△(株) 役職名 氏名
〇〇(株) 役職名 氏名

〇年〇月〇日付けで入札公告のありました〇〇〇〇業務に係る競争に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに競争参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注１：業務発注担当部署の承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(460円)の切手を貼った長３号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

・企業の平成 22 年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注 1：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注 2：様式－４に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注 3：業務実績は最大 2 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名 (技術者 I D :)		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 技術士(部門: 分野: 登録番号: 取得年月日:) 一級土木施工管理技士(登録番号: 取得年月日:) 土木学会特別上級、上級者又は一級技術者 公共工事品質確保技術者 公共工事品質確保技術者に準ずる者 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質技術者(Ⅱ)の資格を有する者 R C C M (部門: 登録番号: 取得年月日:) R C C Mと同等の能力を有する者(部門: 合格年月日:)				
①同種又は類似業務経歴(平成 22 年度以降、最大 2 件)				
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間	
	テクリス登録番号:			
	発注者としての実務経歴 (従事機関名)	役職	従事期間	
	業務履行場所			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間	
	テクリス登録番号:			
	発注者としての実務経歴 (従事機関名)	役職	従事期間	
	業務履行場所			
②手持業務の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在(4 月 2 日以降は「公示日」とする。)) 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上 (ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業 務 名	職務上の立場	発 注 機 関	履 行 期 間	契 約 金 額
				(契約金額合計 万円)

注 1 : 保有資格の「R C C M と同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注 2 : 「公共工事品質確保技術者に準ずる者」は証明書の写しを添付すること。

注 3 : 業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

・ 予定管理技術者の平成 22 年度以降に完了（令和 6 年度完了予定含む。）の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 T E L	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注 1：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

注 5：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向辞令等の写しを添付すること。

注 6：様式－３に記載した同種又は類似業務の実績について記載すること。

(様式－５)

・ 地方整備局等管内に所在している業務拠点を１つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１者単独により、業務を実施する場合には記載する必要は無い。ただし、注３による場合は、記載すること。

注２：設計共同体により業務を実施する場合には、業務分担について記載する。その場合、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

注１：氏名にはふりがなをふること。

注２：管理技術者の予定技術者名は、１名のみ記載するものとし、複数の管理技術者（正・副等含め。）は認めない。

注３：予定管理技術者は、担当技術者との兼任は認めない。

・業務の実施方針

業務の実施方針
(A 4 サイズ、2 枚以内とする。)

※業務実施体制図は別途添付すること。

・技術提案

技術提案：本業務における留意点
(A 4 サイズ、1 枚以内とする。)

(様式－ 9)

○年○月○日

(分任) 支出負担行為担当官
○ ○ 地 方 整 備 局
○○事務所長
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

○○業務の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参又は郵送にて提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :
部 署 : ○○本店○○部○○課
電 話 番 号 : (代) ○○－○○○－○○○○ [(内) ○○○○]

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数 全○○頁

4. 発送年月日 ○年○月○日

・ 予定担当技術者の平成 22 年度以降に完了（令和 6 年度完了予定含む。）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数_____人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者 A	
担当技術者 B	
担当技術者 C	

注 1：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

注 2：予定管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

注 3：記載する担当技術者については、定常的に業務に従事する担当技術者を記載すること。

・中立公平性に関する要件の確認

以下に該当する場合、☒を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事を受注又は下請けをしていない。
- ☐ 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事を受注又は下請けをしている者と資本面・人事面で関係がない。
- ☐ 本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。
 - ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事に参加してはならない。なお、「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
 - ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1) 又は2) に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

・直接的雇用関係に関する要件の確認

以下に該当する場合、☒を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に配置する配置予定管理技術者との雇用関係は直接雇用により業務を実施する。
- ※直接的雇用関係が確認できる資料を添付すること。（健康保健証※1等）
- ※1：保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングの上、提出すること。
- 競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合☒を記す。
- ☐ 契約締結日までに競争参加確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立する。

(様式 13)

当該価格により入札した理由

(様式 14)

入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額(A=B+C)	うち再委託 予定金額(C)		官積算額(D)	備考
					うち自社実施金額(B)			
直接原価	直接経費							一次内訳書 － 1
その他原価	その他原価							その他原価 に係る内訳書
一般管理費等	一般管理費等							一般管理費 等に係る内訳書
合計								再委託予定 金額の比率 〇〇%

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－ 1						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接原価						
小計						

(その他原価に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
その他原価	その他原価	その他原価	直接経費（1次内訳書－1に記載したものを除く）		
	その他原価計				

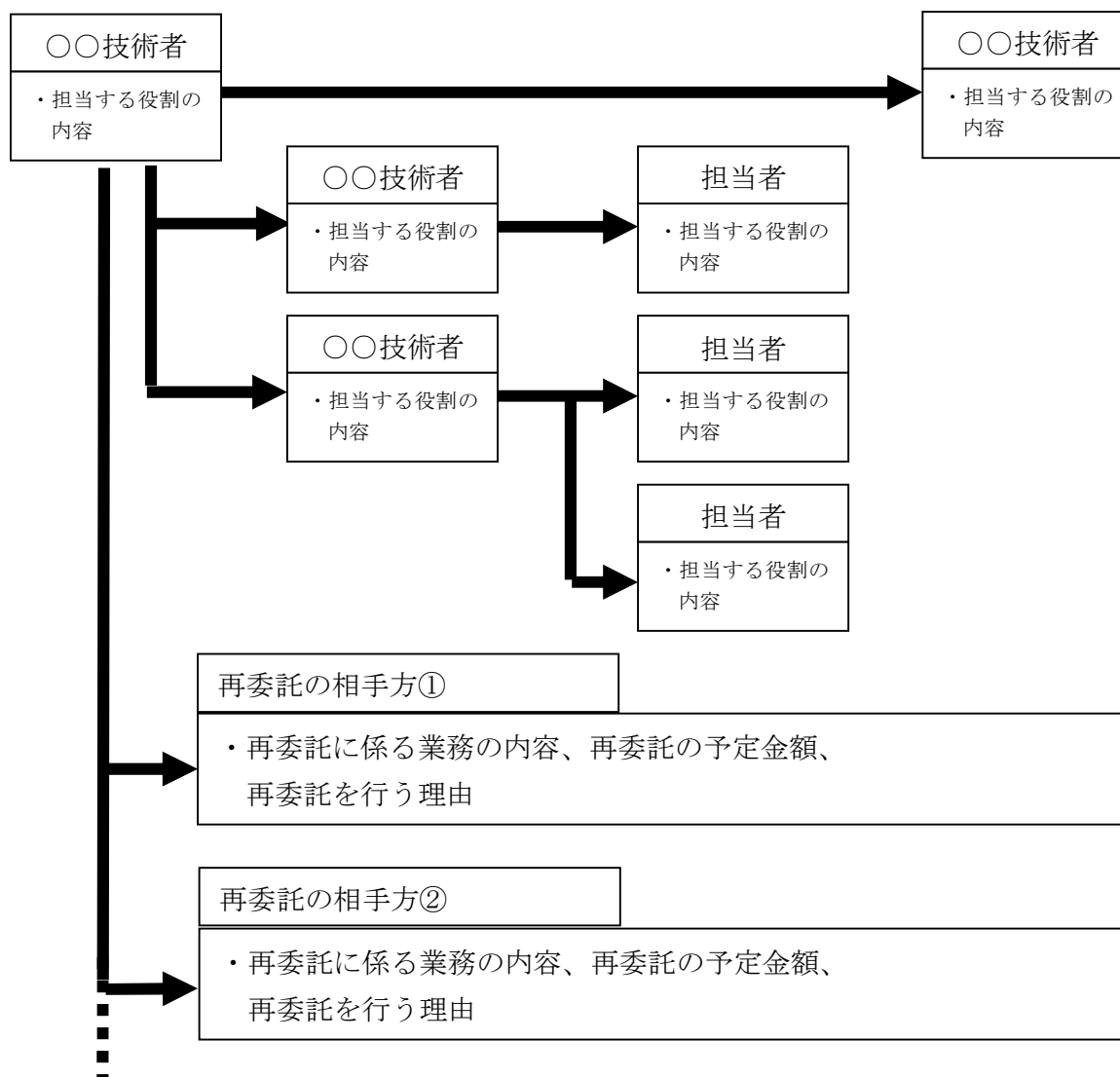
(様式 14－ 1)

【一般管理費等内訳書】

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図 (全体像)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

(様式 16)

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名 :)

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

(様式 16－ 1)

手持ち業務の人工

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者)(氏名:)																																				日数を記入	
業務名・業務項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備 考
	営業日	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
A業務																																					
〇〇検討																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5							
〇〇調査																										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
〇〇整理																												1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
報告書作成																																		2.5	2.5		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B業務																																					
〇〇検討																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5							
〇〇調査																										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
〇〇整理																												1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
報告書作成																																		2.5	2.5		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C業務																																					
																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5							
																										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
																												1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
																																		2.5	2.5		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人工合計(日数)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(様式 17)

配置予定技術者名簿

技術者の 区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

(様式 17-1)

直接人件費内訳書

[illegible]

(様式 18)

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

(技術者) (氏名 :)

通し 番号	業務名	業務発注 担当部署	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	備考

別紙－３．従来の実施状況に関する情報の開示

※入札公告に合わせて、業務発注担当部署の発注単位毎に公表する。

1 従来の実施に要した経費				(単位:千円)	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(○○地方整備局 ○○河川国道事務所)					
委託費等	委託費定額部分	264,915	275,678	95,587	
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)		264,915	275,678	95,587	
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)		264,915	275,678	95,587	
(B事業所)					
委託費等	委託費定額部分				
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)					
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)					
(注記事項)					
・本業務は平成21年度まで「品質検査業務」及び「工事管理業務」として、それぞれ個別に民間事業者に委託している。					
・本業務は平成22年度から「品質検査業務」と「工事管理業務」を合併し、「工事監督支援業務」として民間事業者に委託している。					
・上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費、技術経費等が含まれる。					
・業務概要は、「実施要項1.」に記載の通りで、平成26年度から令和6年度において変更していない。					
・委託費の増減は、対象工事件数の増減による。					

2従来の実施に要した人員(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者が以下の要件を満たすこと

1経験に関する要件

過去15年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

[1]同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務

[2]類似:

・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事における監理技術者及び主任技術者の業務

2技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者

・1級土木施工管理技士

・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

・(一社)全日本建設技術協会による公共工事事質確保技術者(1)または公共工事事質確保技術者(2)

(業務の繁閑の状況とその対応)

・当該業務の対象とする工事について、そのプロジェクトに係る予算措置(補正予算等)や供用時期により、業務量が増減する場合がある。

(人)

(○○地方整備局 ○○河川国道事務所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度 品質検査及び工事管理業務	86	86	85	98	109	131	139	133	131	128	131	149
品質検査業務【工事検査件数(件)】	54	54	53	61	68	82	87	83	82	80	82	93
人員配置												
工事監督支援 (人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計 (人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
工事管理業務【工事管理件数(件)】	32	32	32	37	41	49	52	50	49	48	49	56
人員配置												
工事監督支援 (人)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合 計 (人)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
令和4年度 品質検査及び工事管理業務	79	79	77	92	104	130	139	131	130	126	130	149
品質検査業務【工事検査件数(件)】	44	44	43	51	58	72	77	73	72	70	72	83
人員配置												
工事監督支援 (人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計 (人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
工事管理業務【工事管理件数(件)】	35	35	34	41	46	58	62	58	58	56	58	66
人員配置												
工事監督支援 (人)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合 計 (人)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
令和5年度 品質検査及び工事管理業務	31	31	31	36	41	51	55	52	51	49	51	59
品質検査業務【工事検査件数(件)】	22	22	22	26	29	36	39	37	36	35	36	42
人員配置												
工事監督支援 (人)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計 (人)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
工事管理業務【工事管理件数(件)】	9	9	9	10	12	15	16	15	15	14	15	17
人員配置												
工事監督支援 (人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計 (人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(注記事項)

・本業務は平成21年度まで「品質検査業務」及び「工事管理業務」として、それぞれ個別に民間事業者に委託している。

・本業務は平成22年度から「品質検査業務」と「工事管理業務」を合併し、「工事監督支援業務」として民間事業者に委託している。

・工事検査件数及び工事管理件数は、本業務の対象となる月毎の工事件数である。

・人員配置は、本業務の遂行に必要なとなる月毎の人数である。

・令和2年度の値は、令和元年度発注の2ヶ年業務と令和2年度発注の1ヶ年業務の合計。【記載例】

(従来の計画・実績の状況)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績

(○○地方整備局 ○○河川国道事務所)

請負工事の契約の履行に必要な資料作成等	126	126	136	136	64	64
請負工事の施工状況の照合等	126	126	136	136	64	64
地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成	126	126	136	136	30	30
工事検査等への臨場	126	126	136	136	64	64
災害時における業務	600	254	600	174	300	159
打合せ	124	124	112	112	76	76

(注記事項)

・請負工事の契約の履行に必要な資料作成等、請負工事の施工状況の照合等、地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成、工事検査等への臨場については、工事件数(件)を表す。

・災害時における業務については、災害対応時間数(h)を表す。

・調査職員により業務が適正かつ確実に行われているかどうかを実施要項「検査・監督体制」により行う。

・計画に対して、実績が増減しているのは、精査の結果、業務発注担当部署の指示により対象となる工事数が増減となったためであり、具体的な理由は下記の通り。

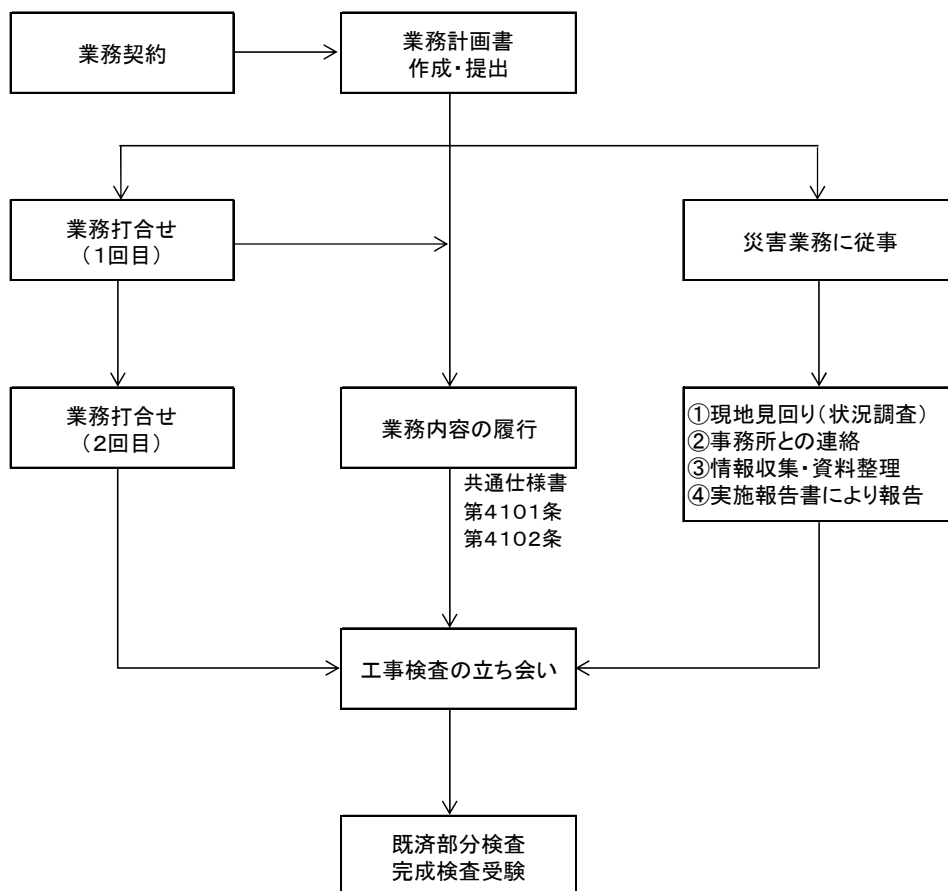
・当初計画の災害対応業務が、実際と差異が生じたことによる減。等

・令和2年度の値は、令和元年度発注の2ヶ年業務と令和2年度発注の1ヶ年業務の合計。【記載例】

3 従来の実施に要した施設及び設備 (○○地方整備局 ○○河川国道事務所) 【施設】 施設名称: (○○地方整備局 ○○河川国道事務所) 使用場所: (○○地方整備局 ○○河川国道事(○○出張所、○○監督官詰所、○○監督官詰所) 使用面積: —
【設備及び主な物品】 種類: パソコン、プリンター、自動車 使用数量: パソコン○台、プリンター○台、自動車○台
(注記事項) ・国が民間事業者提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載する通り。 ・令和2年度の値は、令和元年度発注の2ヶ年業務と令和2年度発注の1ヶ年業務の合計。【記載例】
4 従来の実施における目的の達成の程度 ① 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 : 示された様式・条件が的確に踏まえられていた。 ② 請負工事の施工状況の照合等 : 適正に実施されていた。 ③ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 : 示された様式・条件が的確に踏まえられていた。 ④ 工事検査等への臨場 : 各検査に臨場していた。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法【全般の業務執行フロー】



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・本業務を実施するにあたっては、公共工事に関する専門的な技術力を駆使して、現場環境や工事施工状況を的確に把握する必要がある。
- ・また、発注者や工事施工企業の要請に対して、的確かつ迅速に対応するとともに、不測の事態に対して、即応できることが求められる。
- ・更に、施工業者等との関係において厳格な中立・公平性の確保が求められる。

(注記事項)

【品質検査業務】

- ・管理技術者 ○名
- ・担当技術者 ○名

【工事管理業務】

- ・管理技術者 ○名
- ・担当技術者 ○名

6 従来の応札状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(○○地方整備局 ○○河川国道事務所)			
応札参加者数	○者	○者	○者
備考			